

定員: 各日 45 名

諸般の事情により第二種の募集を中止いたしました。

『衛生管理者能力向上教育』を開催します

労働安全衛生法第19条の2第1項で規定される能力向上教育です

労働災害の防止のための業務に従事する者に対してその業務に関する能力の向上を図るための教育を受ける機会を与えるように努めることを規定した「労働安全衛生法第19条の2」に基づく教育で、概ね5年ごとに定期的に受講することとされています。「衛生管理者」はこの規定の対象とされています。能力向上教育指針のカリキュラムに従った内容で実施いたします。
衛生管理者の皆様には、ぜひこの機会に受講いただくようご案内いたします。

開催日、受講料、申し込み締め切り日など

受講対象	第一種衛生管理者	第二種衛生管理者
日時	令和3年10月14日 8:50~17:00 10月15日 8:50~16:00 (合計13時間)	令和3年10月21日 8:50~17:00 (合計7時間)
受講料(1名)	19,000円(非会員事業場) 17,000円(当協会員事業場)	12,000円(非会員事業場) 10,000円(当協会員事業場)
受講申込締め切り日	令和3年10月6日	令和3年10月13日

注1: 受講料にはテキスト代2,750円(税込)、資料代、消費税を含みます。

注2: 受講料の支払い期限は受講申込締め切り日としています。

研修場所 鳥取県労働基準協会会館
(鳥取市若葉台南1-17)

カリキュラムの詳細は[こちら](#)をご覧ください。



お申込方法などの留意事項

- それぞれの締め切り(令和3年10月6日又は10月13日)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)に達した場合には、締め切り前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- 教育終了後に、事業所へは「特別教育等受講者記録」を、受講者には「能力向上教育等修了証」を交付します。
- 受講申込み後は、受講申込締め切りまでにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- 当会館駐車場「P」(満車の場合は右地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。



お問い合わせ先 電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講者はマスクを持参、着用してください。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。受講受付時に検温を行いますのでご協力をお願いいたします。なお、その際発熱等が認められる場合は受講をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

衛生管理者能力向上教育受講申込書

申込受付票などは交付していませんのでご了承ください。受講日の開始時刻までにお越しください。

開催日 第一種衛生管理者 令和3年10月14・15日
第二種衛生管理者 ~~令和3年10月21日~~

区分	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	鳥取県労働基準協会 会員・非会員の別
第一種			該当に○印をして下さい ・ 非会員事業場 ・ 基準協会員事業場
第一種			

受講者数 (名) 受講料計 (円)

上記のとおり申し込みます。

受講料は 月 日に (振込み ・ 持参) します。

受講料のお支払期限は、第一種：令和3年10月6日

~~第二種：令和3年10月13日~~です。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

令和3年 月 日

郵便番号

所在地

事業場

名 称

㊞

(業種 :)

(TEL)

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)